

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月30日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：キルギス国オシュ市内二次病院における医療機材整備計画準備調査（QCBSーランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用（または事業実施・支援業務用）」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：キルギス国オシュ市内二次病院における医療機材整備
計画準備調査（QCBS－ランプサム型）

調達管理番号：24a00702

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月30日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キルギス国オシュ市内二次病院における医療機材整備計画準備調査（QCBSーランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年12月 ～ 2025年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 保健第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年11月5日中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年11月6日 12時
3	質問への回答	2024年11月11日
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年11月15日 12時
5	プレゼンテーション	行いません

6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2024年11月28日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）評価結果の通知日プレゼンテーション	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- ・ 特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」に示される

手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/judS9gPHNf>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等は パスワードを付けずに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者決定の方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以

下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下

の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10

の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3)

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがっ

て、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・
施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある

場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	キルギス南部地域全体におけるリファラル体制改善のなかに本事業を位置づけるための調査方針	第4条 業務の内容 (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理
2	その他の無償資金協力のニーズの確認に係る調査方針	第4条 業務の内容 (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理
3	CTやMRI、アンギオグラフィといった高重量かつ放射線・磁気を用いる医療機器の据付及び運営維持管理が可能かどうかを検証するための調査方針	第4条 業務の内容 (5) サイト状況調査 (11) 施設、設備、機材計画調査 (14) 事業の維持管理計画の立案
4	ジェンダー主流化のための調査方針及び計画への反映案	第4条 業務の内容 (8) ジェンダー視点に立った調査・計画
5	DX導入にかかる展望やニーズの確認	第4条 業務の内容 (11) 施設、設備、機材計画調査

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で

特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

（1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

（2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

（ア）設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2023年4月）

同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

同「機材編」（2023年4月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015年1月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン
（2022年10月）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

ソフトコンポーネント・ガイドライン

ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）

(3) 計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 無償資金協力「ビシュケク市およびチュイ州医療機材整備計画」
（2023年2月G/A署名）
 - ② 無償資金協力「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」
（2024年8月G/A署名）
- 上記も含めて類似事業の機材計画策定及び機材調達時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

（６）本業務における地理的な対象範囲

- 別紙1のとおり。

（７）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が

求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

本業務はクラスタ—事業では以下の点に留意する。

➤ 本事業は、発注者の進める JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）¹「保健医療」の「中核病院診断・治療強化」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- ① 無償資金協力「ビシュケク市およびチュイ州医療機材整備計画」（2023年2月G/A署名）
- ② 無償資金協力「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」（2024年8月G/A署名）
- ③ 技術協力プロジェクト「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」（2022年3月～2026年6月）

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件は上記のとおり。無償資金協力「ビシュケク市およびチュイ州医療機材整備計画」において首都ビシュケク市及び北部チュイ州の一次、二次病院、「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」において全国レベルのトップリファラル病院の医療機材の整備を行うとともに、

¹ 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ—事業戦略」として、取り組みを強化しています。

技術協力プロジェクト「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」（2022年3月～2026年6月）を通じて首都ビシュケク市及びチュイ州における非感染性疾患（NCDs）患者に対するリファラル体制の強化を支援している。本事業は、このリファラル体制の強化を南部3州に拡大するものであり、本案件と、これらの技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業との間では、キルギス全体の一次～三次医療施設の各段階で適切な診断・治療が行われることにより、リファラルシステム全体の効率化が実現するという相乗効果が想定されるが、これに加え、その他の連携・相乗効果の創出可能性につき調査を通じて確認すること。

（1 1）相手国関係機関の調整

本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成

- ① 想定される事業内容及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理²

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、

² キルギス南部地域全体におけるリファラル体制改善のなかに本事業を位置づけるための調査方針や、本事業の計画に反映可能な取り組み案、その他の無償資金協力のニーズの確認に係る調査方針について、プロポーザルで提案すること（具体的な調査項目、工程含む）。

事業内容及び教訓等

- 特に本事業は、オシュ州広域統合病院やオシュ州広域がんセンターといったキルギス南部三州（オシュ州、ジャララバード州、バトケン州）におけるトップリファラル病院における機材整備を想定しているが、最終決定しておらず、現段階では正式な要請書が未接收である。JICAが本調査実施中に要請書の早期提出をキルギス政府へ促すにあたり、本業務において要請書の内容の技術的整理に関する支援を行う。その際、以下のような項目も含めて確認し、キルギス南部地域全体におけるリファラル体制の向上に本事業が具体的にどのように貢献するかを精査したうえで対象施設及び対象機材を検討し、計画に反映する。
 - 保健医療基礎データ（州毎の人口、平均寿命、乳児・5歳未満児死亡率、妊産婦死亡率、予防接種率、疾病構造、NCDsの疾病負荷、貧困度など）
 - 保健医療サービスの提供体制（組織体制、保健医療施設数（公立・民間）、病床数・稼働率、医療従事者数・配置、入院・外来患者数、入院・外来疾患、リファラル体制、地理的アクセス、診察料など）
 - 南部地域における既存施設の役割、機材の現状及び活用状況、医療従事者の技術レベル
- 先方政府や他ドナー、民間企業などによる医療施設整備の計画、その他の無償資金協力ニーズも併せて確認し、本事業の内容の妥当性を整理する。
 - 保健省は、全国で複数（20）の医療施設を建設する計画を進めており、オシュ市も対象地域として想定されていることから、詳細を協力準備調査で確認する。
 - 他ドナーの動向に関しては、中国の支援により2019年にオシュ市内に臨床病院が整備され、今後CTやポータブルX線装置等の医療機材も整備される予定である。
 - 「全世界保健医療分野における技術協力と連携した無償資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査」（2022年-2023年）の結果も踏まえ、北部のイシククル、ナリン、タラス州の一次及び二次病院の状況についても先方政府関係者への聞き取りを中心に確認し、今後の医療施設・機材整備のニーズもあわせて確認する。NCDsの診断と治療に焦点を置きつつ、その予防とリハビリテーションの状況や関連施設のニーズも確認する。

（4）自然条件調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

(5) サイト状況調査³

本業務では当該項目は適用しない。

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況等

② 設置予定場所状況の調査

設置予定場所の広さ、機材配置、床・梁・躯体構造、空調、電力（停電対策含む）、給排水、放射線・磁気の防護工事の要否、搬入経路（施設開口部含む）及び経路中のスラブ補強の必要性等

③ 支障物件

用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画⁴

本業務では以下の対応を行う。

- 1) 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等（女性の保健医療サービスへのアクセス制限、職員のジェンダーバランス、女性職員の育成、医療施設におけるプライバシー・安全性の確保等）を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを機材計画含めた事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- 2) 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

³ 本事業では、CTやMRI、アンギオグラフィといった高重量かつ放射線・磁気を用いる医療機器の納入を想定しているため、これらの機器の据付及び運営維持管理が可能かどうかを検証するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。

⁴ ジェンダー主流化のための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）や、本事業の計画に反映可能な取り組み案について、プロポーザルで提案すること。

事業内容に反映するためのステップ

- ① 社会・ジェンダー分析を行う。
 - ② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 - ③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 - ④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- 3) 調査項目として下記を含める。
- 政策・制度
 - 実施機関の組織体制
 - 対象地域におけるアクセス状況と課題
 - 医療施設の運営におけるジェンダー視点
 - 対象地域における住民の健康状態

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような機材配置・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

(10) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ③ 第三国調達の可能性の検討
 - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11) 施設、設備、機材計画調査⁵

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 以下の点も考慮しつつ、検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
 - キルギスが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及び各病院における機材維持管理体制、予算、機械技師の配置状況や能力等
 - 現地医療従事者が維持管理可能な医療機材及び将来的なメンテナンスを踏まえた周辺国やトルコ等も含めた資機材・消耗品・スペアパーツの入手可否、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容
 - 調達に係る資機材の輸送経路、通関手続き、保険
 - 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認
 - 機材の設置場所（部門）及び運用にかかる人員配置計画の確認
 - 保守契約附帯の要否・可否と先方側の考え方の確認（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店、実施体制）
- リファラル制度の効率性の改善に向けた、デジタル技術活用によるデジタルトランスフォーメーション（DX）導入について先方の意向、ニーズ、政策等を確認・調査し、導入可能性について検討する。現在キルギスではEヘルス分野において様々なシステムやツールが導入されており、そのうちにリファラルにかかるツール及びデータベースとして、遠隔医療システム、電子カルテ、検査結果データベースが挙げられる。これらの活用状況や課題を確認しつつ、PACS（Picture Archiving and Communication System（医用画像管理システム））の導入にかかる状況（個人情報保護環境整備を含む）を確認し、本事業で整備される画像診断関連機器について診断画像をデータとして共有できる仕様とすることを検討する。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

⁵ 本事業では、CTやMRI、アンギオグラフィといった高重量かつ放射線・磁気を用いる医療機器の納入を想定しているため、これらの機器の据付及び運営維持管理が可能かどうかを検証するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。また、DX導入に関しては本事業内で直接的な支援を行う想定はないが、将来的な支援可能性を含めた展望やニーズを他国事例も踏まえて確認するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 機材設置のために既存建物の床・内壁等の補強・改修や放射線・磁気防護工事、給排水・電気設備の改修が必要と判断された場合には、基本計画に基づいた当該部分の概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。また、据付時に必要な工事手順等についてもまとめる。

(13) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ⑤ 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ⑥ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ⑦ 第三国調達の可能性の検討
 - ⑧ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(14) 施設、設備、機材計画調査⁶

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 以下の点も考慮しつつ、検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
 - キルギスが定める各医療施設基準や医療機材配置基準及び各病院における機材維持管理体制、予算、機械技師の配置状況や能力等
 - 現地医療従事者が維持管理可能な医療機材及び将来的なメンテナンスを踏まえた周辺国やトルコ等も含めた資機材・消耗品・スペアパーツの入手可否、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容

⁶ 本事業では、CTやMRI、アンギオグラフィといった高重量かつ放射線・磁気を用いる医療機器の納入を想定しているため、これらの機器の据付及び運営維持管理が可能かどうかを検証するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。また、DX導入に関しては本事業内で直接的な支援を行う想定はないが、将来的な支援可能性を含めた展望やニーズを他国事例も踏まえて確認するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。

- 調達に係る資機材の輸送経路、通関手続き、保険
 - 機材据付に伴う施設工事（床、内壁等）の必要性、方法及び費用の確認
 - 機材の設置場所（部門）及び運用にかかる人員配置計画の確認
 - 保守契約附帯の要否・可否と先方側の考え方の確認（対象医療機材、契約内容、期間、費用、現地代理店、実施体制）
- リファラル制度の効率性の改善に向けた、デジタル技術活用によるデジタルトランスフォーメーション（DX）導入について先方の意向、ニーズ、政策等を確認・調査し、導入可能性について検討する。現在キルギスではEヘルス分野において様々なシステムやツールが導入されており、そのうちにリファラルにかかるツール及びデータベースとして、遠隔医療システム、電子カルテ、検査結果データベースが挙げられる。これらの活用状況や課題を確認しつつ、PACS（Picture Archiving and Communication System（医用画像管理システム））の導入にかかる状況（個人情報保護環境整備を含む）を確認し、本事業で整備される画像診断関連機器について診断画像をデータとして共有できる仕様とすることを検討する。

（15）基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 機材設置のために既存建物の床・内壁等の補強・改修や放射線・磁気防護工事、給排水・電気設備の改修が必要と判断された場合には、基本計画に基づいた当該部分の概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。また、据付時に必要な工事手順等についてもまとめる。

（16）施工計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。

（17）事業の維持管理計画の立案⁷

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

⁷ 本事業では、CTやMRI、アンギオグラフィといった高重量かつ放射線・磁気を用いる医療機器の納入を想定しているため、これらの機器の据付及び運営維持管理が可能かどうかを検証するための調査方針（具体的な調査項目、工程含む）について、プロポーザルで提案すること。

- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。
- 別紙2も参考にしながら保守契約付帯について先方政府の規程やニーズを確認し、実施体制、内容、期間等を計画・提案し、概略設計に含める。

(18) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(19) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

(20) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(21) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁸（便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き、既存機材の撤去、電気・給排水設備の引き込み、銀行取極め（B/A）・支払授權書（A/P）手続き（手数料の支払状況含む）、運営・維持管理人員の配置、G/A・E/Nの署名に至るまでの手続きとその迅速可能性、ユーラシア経済同盟における医療機材の登録とその免除にかかる手続き、無償資金協カではカバーされない維持管理費用等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きに

⁸ これら調査の結果は無償資金協カとして事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国側負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

おける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。特に、キルギス国内において G/A 締結に関する批准手続きに長期間を要することが過去の案件事例から判明しており、これを考慮したスケジュールとするとともに、できるだけ迅速化を促すよう必要な対応につき協議・合意を行う。

(22) 免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁹を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

⁹ 無償資金協力事業では免税が原則である。

(23) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(24) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹⁰。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(25) 想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(26) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照しながら、指標が入手可能性も含めて確認し、アウトプットレベルに加えてアウトカムレベルの指標も設定することを検討する。

(27) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

(28) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内

¹⁰ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

容について発注者とすり合わせる。

(29) 協力準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 機材については、その品目のみならず詳細な仕様を確認する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に本事業実施における銀行取極め（B/A）、支払授權書（A/P）の発給、免税手続き、維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(30) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明及びこれに対する相手国側からのコメントを踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当

¹¹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	第一回現地調査の 2 週間程度前	日本語 露語	電子データ	
現地調査結果概要	各現地調査帰国後 2 週間以内	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		露語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期を除く）	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
		日本語	製本	2 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1 部
		日本語	製本	6 部
		露語	CD-ROM	6 部
		露語	製本	6 部
		英語	CD-ROM	2 部
		英語	製本	2 部
概略事業費積算内訳書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
機材仕様書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
		露語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第 6 条に記された内容

¹² Project Monitoring Report（PMR）

- (2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書
(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書
- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- (3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書
- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容
- (4) 進捗報告書の初版
- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容
- (5) 調査データ
- 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
 - ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
 - Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

本業務では、現地再委託の実施を想定していない¹⁴。

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達の実施を想定していない。

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁴ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：オシュ州オシュ市（36万人）
- (3) 案件名：オシュ市内二次病院における医療機材整備計画（The Project for the Improvement of Medical Equipment at Secondary Hospitals in Osh City）
- (4) 事業の要約：オシュ市に位置する二次病院に対して、診断・治療用医療機材の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
 キルギス共和国（以下、「キルギス」という。）は1991年の独立以降、旧ソ連の崩壊に伴う医療サービス体制の解体と政治の混乱や経済不況により保健医療サービスの質・量が低下したものの、我が国の母子保健分野への協力やキルギス政府の保健セクター改革による感染症対策の実施により、5歳未満児死亡率の削減、ポリオやマラリアの撲滅といった成果を上げてきた。他方、キルギスでは非感染性疾患（Non-communicable diseases）（以下、「NCDs」という。）の全死因に占める割合が若年層も含め約8割（世界保健機関（以下「WHO」という。） Mortality Database、2021年）となっており、世界全体の平均（約7割）よりも高い。特に循環器疾患の死因の割合が高く（51.6%、キルギス統計委員会、2021年）、癌が死因に占める割合も2010年の8.8%から2019年には12.2%（WHO）に増加している。

こうした課題に対処すべく、キルギス政府は「国家公衆衛生保護・保健システム発展プログラム（2019-2030年）」（以下、「公衆衛生プログラム」という。）において、NCDs対策を保健政策の重点分野に位置づけ、特に2030年までにNCDsによる若年死亡率を3分の1に減少させることを目標として掲げている。

非感染性疾患の死亡率を低減するためには、各医療施設が役割に応じた機能を有し、適切な医療施設間のリファラル（搬送）体制が整備されることにより、適時・適切な医療サービスを提供する必要がある。このため公衆衛生プログラムでは「病院システムの改善・合理化」を政策の柱の一つとして掲げており、保健省は、地域の中核となるビシュケク市とオシュ市の病院をそれぞれ北部、南部のトップリファラル病院とし、三層から成る医療施設間のリファラル体制の整備を進めている。同プログラムに基づき、世銀の支援により2020年に策定されたマスタープラン「Healthcare Delivery Optimization Plan for the Kyrgyz Republic」では、両市の病院を中心に、病院システムの適正化の実現に向けた医療機材の整備計画が策定されている。

このような状況に対して我が国は、上記マスタープランに基づき、チュイ州及びビシュケク市を対象に技術協力「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」（2022年～2026年）によりリファラル体制の強化と主に一次医療施設への機材整備を支援し、無償資金協力「ビシュケク市及びチュイ州における医療機材整備計画」（2023年2月G/A署名）により主に二次医療施設の医療機材整備を支援している。また全国対象の三次病院を対象に「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」（2024年8月G/A署名）を開始するなど、NCDsの診断・治療体制及びリファラル体制の強化を支援している。

他方、キルギスにおけるリファラル体制の更なる強化のためには、首都ビシュケク市と並ぶもう一つの拠点であるオシュ市内にあり、人口が集中するフェルガナ盆地に位置する3つの州（オシュ州、ジェララバード州、バトケン州）から患者を受け入れ

る、同国南部のトップリファラル病院の NCDs に係る診断・治療に必要な医療機材の整備が不可欠である。これらの州では、キルギス国内全体の死亡者数のうち循環器疾患では約 5 割（全国 17,188 人のうち 8,594 人）、癌では約 4 割（全国 4,138 人のうち 1,718 人）を占め、高血圧症の死亡者もキルギス全土の約 7 割（全国 1,222 人のうち 920 人）を占める（キルギス共和国の公衆衛生と保健機関の活動、2022）。こうした背景から、キルギス政府は同国の医療体制を構築するために、北部の医療拠点としてビシュケクの医療施設を強化し、併せてオシュ市の医療施設を、キルギス南部 3 州をカバーする南部の医療施設の中核として強化する方針を表明している。

しかしながら、現在、オシュ市に位置するオシュ州統合病院及びオシュ州統合腫瘍センターでは、専門医の資格を有し、海外での研修等を受け高い技術を有する医療従事者がいる一方で、医療機材が不足・老朽化しており、南部地域における NCDs 重症患者に対する適時・適切な医療サービス提供が困難な状況にある。

上記を踏まえ、オシュ市内二次病院医療機材整備計画（以下、「本事業」という。）は、キルギス南部地域で医療サービス提供の拠点となるオシュ州統合病院やオシュ地域統合腫瘍センター等の同国南部におけるトップリファラル病院において、特に循環器疾患及び癌の診断・治療に必要な医療機材を整備するものであり、同国政府が目指す保健医療体制改善に不可欠な優先度の高い事業として位置づけられる。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関係）

「対キルギス共和国国別開発協力方針（2022 年 4 月）」では、重点分野「行政・社会サービスの向上」のなかで、社会インフラの老朽化に加え、新型コロナウイルス感染拡大により脆弱な保健医療体制が露呈したため、キルギス側のニーズを踏まえ、保健医療体制の強化を中心に社会サービス強化のための協力を進めていく、とされている。また、対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020 年 3 月）では、開発課題「社会サービスの向上」の中で、老朽化した医療インフラ（施設・設備・機材）の更新と維持管理能力の強化を含めた、保健医療サービスの向上が重要と分析している。さらに、JICA グローバル・アジェンダ「保健医療」では「中核病院診断・治療強化」に重点的に取り組むこととしており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

WB、スイス開発協力機構及びドイツ復興金融公庫は、セクター・ワイド・アプローチによる財政支援により、プライマリー・ヘルスケア・サービスの質改善を目指している。また、WHO は NCDs 対策における政策及び戦略策定への技術支援を実施している。加えて、WB 及びアジア開発銀行は、「地域医療保障強化プロジェクト」を通じ、チュイ州、オシュ州の州レベルの病院に対して感染症対策の強化を支援する予定。さらに、中国の支援により 2019 年にオシュ市内に臨床病院が整備され、今後 CT やポータブル X 線装置等の医療機材も整備される予定。本事業はこれら州レベルの病院から患者の搬送を受けるオシュ市内のトップリファラル病院における NCDs 対策が対象であり、これら他の援助機関との間で重複はない。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、キルギスの保健医療体制の改善を通じた、国際保健医療協力の推進に寄与するものであり、我が国が日本外交の重要な柱と位置づける「人間の安全保障」に合致する。特に日本が議長国を務めた 2023 年 5 月の G7 広島サミットや G7 長崎保健大臣会合等において日本政府は国際保健への貢献を表明しているが、本事業は、G7 広島首脳コミュニケで重要性が確認されたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)

の達成に資する。

また我が国は、2022年12月の「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合の外相共同声明において、中央アジアの自由で開かれた持続可能な発展達成のため、「人への投資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モデルに沿った協力を行うこととしているが、本事業は、医療従事者の能力強化や、将来を担う若者や労働者の早期快復に資することから「人への投資」に該当する。加えて本事業は、人道的側面が強い保健医療セクターにおける我が国の継続的なプレゼンス確保に貢献できるほか、先進的で信頼性の高い日本製の機材導入等、我が国の技術の国際展開の観点からも実施の意義が認められる。

さらに、SDGsゴール3（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する）にも貢献する。従って、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、キルギス国南部3州（オシュ州、ジャララバード州、バトケン州）をカバーする公的医療サービス提供の拠点となるオシュ市のトップリファラル病院において、循環器疾患及び癌の診断・治療のための医療機材の整備を行うことにより、NCDsに対する診断・治療体制の強化を図り、もって保健医療サービスの質の向上に寄与する。

② 事業内容（詳細は協力準備調査により確認する。）

- ア) 施設、機材等の内容：アンギオグラフィ装置、CT撮影装置、MRI、心臓診断用超音波診断装置、手術用顕微鏡、Cアーム、脳神経外科用内視鏡、腹腔鏡、気管支内視鏡、マンモグラフィ等（オシュ州のNCDs、特に循環器疾患や癌などの疾病を対象に、オシュ州統合病院とオシュ地域統合腫瘍センター等の候補医療施設を調査し対象病院・機材を決定予定）。
- イ) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、調達監理、機材の運営・維持管理に係る研修
- ウ) 調達・施工方法：機材については基本的に本邦調達とし、日本又はキルギスで調達困難な機材は第三国調達とする。（詳細は協力準備調査にて確認する。また、医療機材保守契約付帯を前提とする。）

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）：

直接受益者：南部地域の循環器疾患登録患者数約12万人（キルギス共和国公衆衛生・医療機関の活動2022）、癌登録患者数約9,760人（国立腫瘍・血液センター悪性新生物疫学・予防報告書2022）

最終受益者：オシュ州、ジェララバード州、バトケン州の住民約377万人

④ 他のJICA事業との関係

無償資金協力「ビシュケク市およびチュイ州医療機材整備計画」（2022年5月閣議）において首都ビシュケク市及び北部チュイ州の一次、二次病院、「ビシュケク市内三次病院における医療機材整備計画」（2024年5月閣議）において全国レベルのトップリファラル病院の医療機材の整備を行うとともに、技術協力プロジェクト「非感染性疾患の早期発見・早期治療のためのパイロットリファラル体制強化プロジェクト」（2022年3月～2026年6月）を通じて首都ビシュケク市及びチュイ州におけるNCDs患者に対するリファラル体制の強化を支援している。本事業は、このリファラル体制の強化を南部3州に拡大するもの。

また、本事業の候補病院であるオシュ州統合病院の医師が2024年度国別研修

「早期胃癌の内視鏡診断と治療」に参加し、習得した技術を本事業で整備予定の医療機材の利用や維持管理に役立てる予定である。

さらに、2024年度に採択済の SATREPS プロジェクト「衛生データ・領域科学輸送モデルを用いた大気汚染評価システムの開発と大気汚染および室内空気汚染対策に関する新拠点の形成」では、オシユ州統合病院を協力機関として、NCDsの一つである呼吸器疾患を引き起こす大気汚染に関する国民の意識向上に係る活動が予定されており、循環器疾患及び癌を対象としている本事業と並行して包括的にNCDs対策の強化を図る。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：保健省（Ministry of Health）

② 他機関との連携・役割分担：

WBが支援して作成されたキルギス全国を対象とした医療施設整備マスタープラン（2019年 - 2022年）にて、各州の医療機材のニーズが分析されており、同内容を踏まえ、支援内容を検討する。また、中国の支援により、オシユ市内臨床病院のCTやポータブルX線装置等の医療機材が整備される予定であり、当該病院から本事業の対象病院への患者の搬送を通じ、オシユ州におけるリファラル体制の強化を図る。詳細は協力準備調査にて確認する。

③ 運営／維持管理体制：

本事業で整備する機材の維持管理は、保健省及び対象病院が行う。機材が故障した際には保健省の特別予算を申請して修理するほか、維持管理に各病院の診察料収入（有料診療分）を財源とする特別基金を使用可能である。また、日常的な機材の管理は各対象病院の機械技師が行っているが、候補病院の医療関係者の技術レベルに適合した機材を整備する（詳細は協力準備調査にて確認する）。

(3) 安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項：特になし。

(6) ジェンダー分類：【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
 <分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った施設設計、機材選定、研修におけるジェンダーバランスの設定等、ジェンダー主流化ニーズ、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(7) その他特記事項

- ・保健省は、全国で複数（20）の医療施設を建設する計画を進めているため、詳細を協力準備調査で確認する。
- ・MRIやCT等、メンテナンスの重要性が高い医療機材にメーカーの1年間の無償保証期間の満了後の保守契約を付帯することを検討する。
- ・DX技術の導入に関し、保健省傘下のe-health centerによりPACS（Picture Archiving and Communication Systems）が導入されることを前提とし、本事業で整備される画像診断関連機器について診断画像をデータとして共有できる仕様とする。

4. 事業効果

(1) 定量的効果（詳細は協力準備調査で確認する）

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値（2030年） 【事業完成3年後】

対象病院におけるアンギオグラフィ装置診断件数（件／年）	622	1244
対象病院におけるCTの画像診断件数（件／年）	534	1068
対象病院におけるマンモグラフィ装置の画像診断件数（件／年）	520	780
脳神経外科手術件数（件／年）	732	1464
ビシュケク市の医療施設へのリファー数（件／年）	100	50

(2)定性的効果：

- ・検査や治療の効率化により、整備した機材を使用する医療従事者の業務軽減、患者の経済的・身体的負担の軽減が図られる。
- ・NCDs患者がより早期の段階で診断・治療される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去のタジキスタン共和国向け無償資金協力「母子保健施設医療機材・給排水設備改善計画」（評価年度：2020年）の事後評価等では、医療機材の維持管理体制に課題（日常的メンテナンス、維持管理費用の予算化等）がある点が指摘されており、全国の病院が利用できる維持管理及び保守サービスのシステムを強化するための取り組みの推進や、対象病院に十分な予算配分を確保し、持続可能な使用を確保すること等の教訓を得ている。

さらに、南アフリカ共和国向け技術協力「南部アフリカ医療機器保守管理能力向上プロジェクト」（評価年度:2015年）の事後評価等では、外部の現地代理店や、医療機器メーカーの人材を活用した指導や管理体制の構築は有効であるという教訓を得ている。

本事業では、対象となる病院において整備する医療機材の維持管理体制確保、必要な予算配分について先方と確認する。また機材の修理や部品交換などを考慮し、現地代理店の状況の確認結果も踏まえ、本事業で整備する高度な医療機材には保守契約を付帯し、機材の日常的な維持管理は、保健省及び対象病院が現地代理店や医療機器メーカー等の支援を受けて行う。

以上

[別紙資料] オシュ市内二次病院における医療機材整備計画 環境社会配慮

[別添資料] オシュ市内二次病院における医療機材整備計画 地図

オッシュ市内二次病院における医療機材整備計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

オシュ市内二次病院における医療機材整備計画 地図

(キルギス国)



出典 : [Kyrgyzstan Maps & Facts - World Atlas Regions of Kyrgyzstan Map](#) より JICA 作成

成

(オシュ市内)



出典 : Google Maps (地図データ©2023 Google) より JICA 作成

保守契約にかかる調査仕様書

1. 背景

2016年に無償資金協力による医療機材納入後もメンテナンスを含むアフターサービスの提供を行うことにより、より高い品質の機材・サービスを協力相手国に提供し、加えて、協力を通じて築かれる日系医療機材メーカーと途上国医療機関等との間の長期的な関係を足がかりとした我が国医療技術・サービスの国際展開を促進することを目的として、新制度が試行導入された。

以来、協力準備調査の業務指示書の中で保守契約付帯に関する調査、検討の業務を指示する旨定められ、32案件に保守契約が付帯され、うち8案件の保守契約期間が満了している。

一方、保守契約の内容がコンサルタントにより対象機材を広く浅く設定する、あるいは対象機材を絞り込むなど多様であり、調査における検討の方向性を示す必要性が明らかになった。

2. 保守契約の目的

保健医療案件における保守契約付帯は、メーカー保証満了後3年程度を上限として機材が有効活用されるためのメンテナンス業務を提供することにより、より高い品質の機材・サービスを協力相手国に提供するとともに、先方による維持管理体制が構築されるためのコンポーネントである。

加えて、医療機材メーカーと途上国医療機関等との間の長期的な関係構築を目指し、そのための調査、検討を行う。

以下に一般的な調査内容、方法を記すので、先方要請内容を勘案の上、事業実施に求められる精度を確保するために必要な調査の細目及び再委託を含めた実施方法をコンサルタントは検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

3. 文献・資料・聞き取り調査

(1) 先方実施機関の機材運用能力

- ・エンドユーザーの技能、類似機材の習熟度などを調査する。調達対象機材の選定は保健省などと主に協議を行うため、保守契約に関してはエンドユーザーとも協議すること。

- ・機材インベントリーの整備状況などを通じて既存機材の管理状況を調査する。

(2) 先方実施機関の維持管理能力

- ・メンテナンス要員の体制と、技能、知見、経験などを調査する。

- ・工具、ワークショップの状況を調査し、保守点検が適切に実施できるか調査する。

る。

- ・過去の不具合発生、期間及び修理対応の履歴を調査する。

(3) 現地代理店の対応能力

- ・機材に必要な試薬や交換部品、消耗品などの入手ルートと価格、所要日数などを調査する。

- ・現地代理店スタッフの対応可能範囲や技能、経験などを調査する。

4. 対象機材、契約期間、業務内容の調査

(1) 対象機材

- ・上記3.の結果を踏まえ、保守契約の対象機材を調査する。その際には、プロ

プロジェクト目標に関係する機材を優先する。なお、運用・維持管理能力に懸念がある場合には、協力対象とするか再検討する。

(2) 契約期間

- ・メーカー保証満了から3年程度を上限とする。

(3) 業務内容

- ・定期的な部品・消耗品及び交換の経費を調査する
- ・定期点検のための経費（但し、点検の結果発見された不具合や故障に対する対応のうち、あらかじめ想定されたスペアパーツを超える部分の調達は先方負担）を調査する
- ・不具合発生時の要請に基づく点検経費を調査する（オンコール対応：但し、想定された交換部品を超える部分の調達は先方負担。また年間の対応回数を予め設定し、それ以上の不定期の点検については先方負担）。
- ・免責条項について調査する（小動物の侵入など）。
- ・メンテナンス業務の実施状況及びプロジェクト目標の達成状況をモニタリングするための監理業務を検討する。また、年次報告書を提出する。様式は添付の通り。

(4) 経費

- ・本来は先方負担事項であり、保守契約の経費は必要最小限となるように留意する。

5. 維持管理を継続するための提案

- ・最終年次に機材の維持管理を適切に継続するための対策をまとめ、先方に提案する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健医療機材にかかる概略設計、詳細設計、調達監理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式 4-3 の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：キルギス国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年12月下旬より国内で事前準備を開始し、2025年1月上旬から第一回現地調査を行う。帰国後に、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施する。翌2024年6月に第二回現地調査（概略設計）を実施することを想定する。また、2024年6月に概要資料を、2024年9月に準備調査報告書を含む成果品の最終版提出することを想定する。

項目 \ 時期	2024年 12月	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
（概略設計調査）										
事前準備	■									
現地調査(OD)		■								
国内解析			■	■	■	■	■			
概略設計ドラフト説明(DOD)							■			
国内整理								■	■	■
概略設計概要資料提出							△			
最終報告書提出										▲

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 11.67 人月

2) 渡航回数を目途 全7回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

なし

2) 公開資料

- キルギス共和国「ビシュケク市及びチュイ州医療機材整備計画 準備調査報告書」
[JICA報告書PDF版\(JICA Report PDF\)](#)
- キルギス共和国「ビシュケク市三次病院医療機材整備計画 準備調査報告書(先行公開版)」
[JICA報告書PDF版 \(JICA Report PDF\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無 ※カウンターパートとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語はロシア語およびキルギス語です。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業

務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りには

A案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

52,382,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)

以上